

法務総合研究所

研究部報告

24

—ドメスティック・バイオレンス (DV) の加害者に関する研究—

2003

法務総合研究所

法務総合研究所 研究部報告 24 正誤表
 -ドメスティック・バイオレンス(DV)の加害者に関する研究-

頁	該当箇所	誤	正
	「はしがき」・「要旨紹介」 のiii 「③ 加害者の特性」の 「ア」 (上から15行目)	加害者346人中男性加害者は 322人、女性加害者は24人で あり、加害者の平均年齢は <u>37.8</u> 歳であった。	加害者346人中男性加害者は 322人、女性加害者は24人で あり、加害者の平均年齢は <u>39.8</u> 歳であった。
49	「③ 加害者の分析結果」 「ア 特性等」 (下から2行目)	加害者の性別は、男性93% (322人)、女性7%(24人)で あった。平均年齢は <u>37.8</u> 歳(19 歳から71歳まで)であった。	加害者の性別は、男性93% (322人)、女性7%(24人)で あった。平均年齢は <u>39.8</u> 歳(19 歳から71歳まで)であった。
212	「3 加害者の特性」の 「(1)」の本文 (下から13行目)	(1) 本調査において、DV事 件を起こした加害者の年齢に ついてみると、平均年齢は <u>37.8</u> 歳であったが、	(1) 本調査において、DV事 件を起こした加害者の年齢に ついてみると、平均年齢は <u>39.8</u> 歳であったが、

は し が き

法務総合研究所研究部が、最近実施した調査研究の結果をとりまとめ、ここに研究部報告第24号を刊行する。

報告する研究は、「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」であり、配偶者からの暴力等が刑事事件となった実際のケース346件を取り上げて分析調査等を実施し、我が国におけるDVの実態を把握するとともに、それを引き起こす要因等を探求し、とりわけ加害者に焦点を当ててその特性を明らかにした上、更生のための指導方法を見極めることなどを目的とした研究である。

我が国において、配偶者からの暴力が、深刻な社会問題として取り扱われるようになったのは最近のことである。この暴力は、児童虐待と同様、他人の目にさらされない家庭の枠の中で、弱い立場の被害者に向けられる行為であり、決して社会の暗部として放置してはならない。

周知のとおり、平成13年4月13日に公布された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、その前文で、「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。」とうたい、制定した目的を明らかにした。同法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備するとともに、保護命令の制度を取り入れるなどして、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図るための施策を講じている。

その一方で、保護命令の申立件数は増加傾向にあり、同命令違反で処罰されるケースも増えている。これは配偶者からの暴力で悩む被害者が依然として数多い現状にあることを物語っていよう。このようなDV被害の現状を踏まえながら、DVの実態及びそれを引き起こす要因等を探ることは極めて大切なことと思われる。さらに、DVによる悲惨な事件の発生を防止するためにも、加害者の更生のための指導は重要な課題となろう。

本報告書は、実際の事件記録による分析と加害者の個別面接による調査とを併用して行った研究の成果をとりまとめたものであり、DV加害者の更生を図るための処遇の在り方等を検討する上で、さらには、有効かつ適切なDV被害者保護の措置等を検討する上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。

なお、今回の調査研究の実施に当たり、御理解と御協力を賜った法務省刑事局及び矯正局を始め、矯正施設の関係各位にも、心からの謝意を表す次第である。

平成15年8月

法務総合研究所長

鶴田六郎

要 旨 紹 介

本報告を利用するに当たっての参考に、下記のとおりその要旨を紹介する。

1 調査の実施概要

「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」は、検察庁で保管されている事件記録の分析及び加害者に対する個別面接の実施を通して、DVの実態及びそれを引き起こす要因等を把握し、とりわけ加害者に焦点を当ててその特性を明らかにした上、更生のための指導方法を見極めるとともに、有効かつ適切な被害者保護を図っていく上での基礎資料とすることなどを目的としている。

加害者（配偶者及び内縁関係にある者のほかに、本研究では、元配偶者及び元内縁関係にあった者も「加害者」に含めている。以下同じ。）が殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、DV防止法違反、又はストーカー法違反を起こした事件を対象として、DV防止法施行日の平成13年10月13日から同14年5月24日の間に、検察庁の処分がなされた不起訴事件及び第一審判決が確定した事件を併せた計346件の分析調査を行った。

さらに、加害者の更生及び更生のための指導方法を見極める上での基礎資料とするためには、DVの加害者である受刑者との面接が不可欠であると考え、平成14年12月から同15年4月までの間に、受刑者である10人の加害者に対し個別面接を実施し、その結果を分析した。

2 事件記録による分析

(1) 犯罪の特徴等

- ア 身体的暴力に関してみると、男性加害者は女性加害者より殴る・蹴る等の暴力を振るう傾向が強かったのに対し、女性加害者は凶器を使用することが多かった。
- イ 精神的暴力に関してみると、罵声をあげて怒鳴ったり、命令口調でものを言ったり、生活費を渡さなかったりする行為については、男性加害者が女性加害者より多く行っていた。性的暴力においても、男性加害者は性的行為を強要する傾向が高かった。
- ウ 加害者の約80%は同一被害者に対してこれまでに身体的暴力を振るったことがあった。なお、身体的暴力を振るっていた期間については、平均すると約6年間であった。さらに、暴力を振るい始めた時期は、婚姻（内縁関係）成立後1年未満が多かった。加害者の約50%は犯行時飲酒状態にあり、加害者の約40%は子供の面前で被害者に暴力を振るっていた。また、傷害（DVの傷害事件を含む。）の前科を有する加害者は、全加害者の10%であった。

(2) 加害者と被害者の関係

- ア 本調査で取り扱った346件のうち、配偶者間の暴力が約60%、内縁関係にある者間の暴力が約20%を占め、約20%の暴力は元配偶者間又は元内縁関係にあった者間でなされている。
- イ 罪名別でみると、約60%（203件）を占める配偶者間の暴力は、傷害194件（但し、DV防止法違反と絡む傷害事件1件を含む。）、傷害致死1件、殺人3件、殺人未遂1件であり、DV防止法違反に絡むものは5件であった。約20%（69件）を占める内縁関係にある者間における暴力は、傷害68件（但し、DV防止法違反と絡む傷害事件1件を含む。）、傷害致死1件、DV防止法違反は1件であった。元配偶者間における暴力（68件）は、傷害62件、傷害致死1件、殺人未遂2件、ストーカー法違反3件であった。元内縁関係にあった者間の暴力（6件）は、傷害が6件であった。

ウ 同居期間にはばらつきがあるが、関係別に平均の期間をみると、配偶者間については10年7か月、内縁関係にある者については3年9か月、元配偶者関係にあった者については9年3か月、元内縁関係にあった者については1年11か月であった。

エ 暴力時における家族の防止のための関与についてみると、配偶者関係にある場合には、加害者の53%が子供又はその他の家族からの関与（例えば、制止や説得）を受け、内縁関係にある場合には、加害者の28%が子供又はその他の家族からの関与を受けていた。家族以外の他人からの関与についてみると、配偶者関係にある場合には、加害者の21%が他人からの関与を受け、内縁関係の場合には、32%が他人からの関与を受けていた。

オ 警察への相談の有無

被害者の68人（20%）は、本件被害前において、配偶者等からの暴力について警察に電話で相談していた。そのうち、配偶者関係にあった35人中25人（71%）の者、内縁関係にあった17人中10人（59%）の者、そして元配偶者関係にあった15人中7人（47%）の者が本件被害前6か月以内に電話をかけて相談していた。

(3) 加害者の特性

ア 加害者346人中男性加害者は322人、女性加害者は24人であり、加害者の平均年齢は37.8歳であった。加害者の42%は前科を有しており、前歴のみ有していた者は約28%であった。前科・前歴の罪名では傷害が1位を占めていた。薬物の使用歴のある者は加害者の15%に達していた。

イ 加害者の約70%は職業に就いていたが、約30%は無職であり、そのうち63%の者は1年以上不就業であった。有職の加害者の平均年収は379万円であった。

ウ 暴力の理由についてみると、男性加害者は、「被害者の言動・態度」、「日常些細な事」、「加害者の被害者への支配欲」の順で理由を挙げ、女性加害者は、「被害者の言動・態度」、「日常些細な事」、「加害者の経済面の問題」の順で理由を挙げた。また、男女を問わず、「自分の責任ではない」、「脅すつもりだった」等と言って暴力の合理化をする傾向もみられた。

(4) 被害者の特性

ア 被害者346人の平均年齢は37.8歳であった。

イ 被害者の約60%は職業に就いていたが、約25%は家事専業、約15%は無職であり、無職の者の中で47%の者は1年以上不就業であった。有職の被害者の平均年収は269万円であった。

ウ 被害者からみた加害者の暴力の理由についてみると、女性被害者は、「日常些細な事」、「加害者の被害者への支配欲」、「加害者の経済面の問題」の順で理由を挙げ、男性被害者は、「被害者の言動・態度」、「日常些細な事」、「加害者の嫉妬・やきもち」、「加害者の酒」の順で理由を挙げた。

エ 暴力による後遺症をみると、女性被害者の24%、男性被害者の21%は身体的後遺症を残し、女性被害者の66%、男性被害者の13%は精神的後遺症を残した。被害時の心理状況をみると、女性被害者の62%は「恐怖」を感じていた。

オ 被害者の加害者に対する処分意見をみると、被害の程度が重いほど（加療日数が長いほど）、「厳しい処分」を希望しており、処分意見と被害の程度（加療日数）との関連性がみられた。

(5) 暴力の理由における比較

ア 暴力の理由上位3つまでを比較すると、加害者・被害者共、男女を問わず、「日常些細な事」を挙げ、男性加害者、女性加害者及び男性被害者は「被害者の言動・態度」をも挙げている。また、男性加害者及び女性被害者は「加害者の被害者への支配欲」をも挙げ、女性加害者及び女性被害者は「加害者の経済面の問題」をも挙げている。

イ 傷害事件における「男性加害者と女性被害者」をカップルでみた場合、男性加害者と女性被害者の間において、暴力の理由の相違がみられた。例えば、男性加害者は、「女性被害者の酒、家事・育児、家計のやり方、言動・態度、他の家族との不和、仕事、経済面、異性問題、嫉妬・やきもち」を暴力の理由と見なす傾向があった。これに対して、女性被害者は、「男性加害者の酒及び経済面」を暴力の理由と見なす傾向があった。さらに、女性加害者と男性被害者の間をみると、男性被害者が「女性加害者の酒」を理由に挙げた点に相違がみられた。

(6) DVの決定要因・因果関係

本調査において、身体的暴力及び精神的暴力の決定要因と因果関係を検討した。「身体的暴力」及び「精神的暴力」の決定要因として「加害者の特性等9つの変数（すなわち、加害者の年齢、学歴、職業の有無、年収、前科・前歴、暴力団の加入歴の有無、薬物使用歴の有無及び加害者と被害者の同居期間）」を選択し、「身体的暴力」及び「精神的暴力」との関連性を吟味した。

ア 身体的暴力の決定要因としては、どの変数も有意水準5%以下に達していなかった。しかし、「加害者の薬物使用歴の有無」及び「同居期間」は身体的暴力との関連性がみられた。精神的暴力の決定要因としては、上記の9つの変数からはどの変数も抽出されなかった。

イ 身体的及び精神的暴力の因果関係を考察する上で、あらゆる変数が身体的・精神的暴力と直接的・間接的な関係を持つ可能性があると考えられるが、本調査においては「加害者の特性等9つの要因」、「被害者とのコミュニケーションの問題」、「加害者の仕事に関する問題」と身体的・精神的暴力の関係について分析した。

身体的暴力についてみると、「加害者と被害者の同居期間」は「直接的な影響」及び「被害者とのコミュニケーションの問題」を経由しての「間接的な影響」を持つのではないかと考えられる。被害者との同居期間が短い加害者は、被害者との同居期間が長い加害者より、被害者に対して、直接的に身体的暴力を加える可能性が高い。また、被害者との同居期間が短い加害者は、被害者との同居期間が長い加害者より、「被害者とのコミュニケーションがうまく取れない」ことを理由に、間接的に身体的暴力を加える可能性が高い。「薬物使用歴の有無」に関しては、身体的暴力に対して「直接的な影響」を持つ傾向がみられた。つまり、薬物の使用歴がある加害者は、被害者に対して身体的暴力を振るう傾向があると言える。精神的暴力についてみると、前科の多い加害者、職業に就いていない加害者、被害者との同居期間の長い加害者は、「加害者の仕事に関する問題」のために、精神的暴力を振るう傾向がみられた。

3 個別面接の結果

ア 面接を実施した受刑者の中に、一方的に配偶者等からの愛情を求めすぎる傾向を示す者がみられた。この者の場合、自己の意思が相手に伝わらないなど、被害者との間におけるコミュニケーションの問題が生じると、その解決手段として、精神的に威圧して被害者を服従させたり、身体的暴力を振るったりしていた。

イ 面接対象者10人中、7人の受刑者が、受刑中及び出所後において、加害者プログラムへの参加を希望した。参加の理由は、「暴力の原因を知りたい」、「被害者を含む女性を理解したい」、「暴力の子供への影響を知りたい」、「自分の行動を理解したい」、「暴力を起ささないようにするにはどうしたらいいかを知りたい」等であった。

ウ 面接対象者10人中、7人の受刑者が今回の服役を有益であった旨述べている。その理由として、「物事を客観的に見ることができるようになった」、「協調性が身に付いた」、「自分をコントロールできる

ようになった],「自分の将来を考えるようになった」ことを挙げている。過去に服役歴があった受刑者は3人であったが,これらの者も今回刑務所において「責任を取ることを習った旨述べている。

4 まとめ

身体的暴力の原因についての分析結果からは,3つのタイプの加害者が見られた。第1のタイプは,「薬物使用歴」のある加害者が,薬物使用歴があること自体で,被害者に対して身体的暴力を振るう場合である。第2のタイプは,被害者との同居期間の短い加害者が,同居期間が短いこと自体で,被害者に対して身体的暴力を振るう場合である。第3のタイプは,被害者との同居期間の短い加害者が,同居期間が短いことに加えて,被害者との意思の疎通を図ることが困難なために,身体的暴力を振るう場合である。

精神的暴力に関してみると,精神的暴力を振るう加害者は仕事に関する問題(例えば,仕事が見つからない,仕事が長く続かないなど)を抱えているようであり,特に,前科が多い加害者及び職業に就いていない加害者は,そのような仕事に関する問題が原因で暴力を振るう傾向が見られた。

これらの加害者に対する更生・処遇に関しては,薬物治療の必要性,前科を持つ加害者に対する職業訓練及び職業の斡旋,前科がなくても職業に就いていない者への職業訓練・職業の斡旋等の問題は重要であると思われる。さらに,コミュニケーションの問題,すなわち,被害者の話をよく聞いたり,被害者に対して自由に自分の意見を話したり,加害者1人で何事でも決定するのではなく,被害者と相談して決める等は,暴力を防止する上において重要であると思われる。

なお本報告の評価・意見に当たる部分は,筆者らによる個人的見解である。

研 究 部 長
吉 田 博 視

ドメスティック・バイオレンス (DV) の 加害者に関する研究

研究官 馬場 暢子
研究官 清水 淑子
研究官 庵前 幸美
研究官補 細川 英志

前研究官補 徳田 祐子
(交野女子学院統括専門官)
前研究官補 石井 智之
(大阪保護観察所保護観察官)

目 次

はじめに	7
第1章 研究の実施概要	8
第1 研究の目的	8
第2 研究の方法	8
1 事件記録の精査	8
2 分析の方法	9
3 個別面接の実施	9
第2章 ドメスティック・バイオレンスの概要	10
第1 DV の定義	10
第2 DV はどうして起こるのか	11
1 暴力の心理・社会的要因	11
(1) 加害者の成育歴	11
(2) 加害者の社会経済的問題	11
(3) 加害者の被害者への支配欲・所有物的見解	12
(4) 加害者の固定的な性別役割分担意識	13
(5) 加害者のコミュニケーションの問題	14
(6) 加害者の嫉妬・やきもち	15
(7) 加害者の精神障害	15
(8) 加害者の反社会的人格	16
(9) 加害者の暴力の合理化	16
2 DV と飲酒の関係	17
3 妻・内縁の妻から夫・内縁の夫への暴力	18
4 DV と児童虐待の共通点	19
第3 我が国における DV の状況	20
第4 諸外国における DV の状況	21
第3章 ドメスティック・バイオレンス (DV) に関する法律	23
第1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」	23
第2 米国カリフォルニア州における DV に関する法律	26
第4章 ドメスティック・バイオレンスの動向	30
第1 配偶者間の暴力の検挙件数	30
第2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」違反による検察庁の処分状況	33

第5章 法務総合研究所研究部における加害者研究	34
第1 検察庁の事件記録に基づく調査結果	34
1 全ての事案	34
(1) 事案の分析結果	34
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	44
(3) 加害者の分析結果	49
(4) 被害者の分析結果	65
2 傷害の事案	78
(1) 事案の分析結果	78
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	101
(3) 加害者の分析結果	110
(4) 被害者の分析結果	141
(5) 加害者と被害者の特性の男女別比較	170
(6) 加害者と被害者による暴力の理由	175
3 傷害致死の事案	178
(1) 事案の分析結果	178
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	178
(3) 加害者の分析結果	179
(4) 被害者の分析結果	180
4 殺人の事案	181
(1) 事案の分析結果	181
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	182
(3) 加害者の分析結果	182
(4) 被害者の分析結果	183
5 殺人未遂の事案	184
(1) 事案の分析結果	184
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	185
(3) 加害者の分析結果	185
(4) 被害者の分析結果	187
6 DV防止法違反の事案	188
(1) 事案の分析結果	188
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	189
(3) 加害者の分析結果	189
(4) 被害者の分析結果	190
7 ストーカー法違反の事案	192
(1) 事案の分析結果	192
(2) 加害者と被害者の関係についての分析結果	192
(3) 加害者の分析結果	193
(4) 被害者の分析結果	194
8 暴力の決定要因と因果関係	195

(1) 暴力の決定要因	195
(2) 暴力の因果関係	197
第2 加害者の個別面接に基づく調査結果	203
第3 まとめ	208
第6章 ドメスティック・バイオレンスの加害者への対応策	216
第1 我が国の対応策	216
1 矯正施設における対応	216
2 更生保護におけるDV加害者への対応	217
第2 米国カリフォルニア州の対応策	220
第3 考察	224
おわりに	226
引用・参考文献	228
資料	235
1 調査票	235